

受付番号	種目番号 —	連絡先	委託担当 資源循環局 政策調整課 調査等担当 TEL 671 - 4565
------	-----------	-----	--

設 計 書

- 1 委 託 名 ごみ組成等調査委託（家庭系及び事業系ごみ）
- 2 履 行 場 所 資源循環局金沢工場ほか
- 3 履 行 期 間 期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
又 は 期 限 期限
- 4 契 約 区 分 確定契約 概算契約
- 5 その他特約事項 なし
- 6 現 場 説 明 不要
要 (月 日 時 分、場所)
- 7 委 託 概 要 本委託は、家庭系及び事業系ごみの組成調査を
行うものである。

8 部分払

する (2回以内)

しない

部分払の基準

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価	金額
前期調査	4月～9月	1	式		()
後期調査	10月～3月	1	式		()

* 単価及び金額は、消費税等相当額を含まない金額。

* 概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む。

委託代金額	()
内訳	業務価格 ()
消費税等相当額	()

委託内訳書

名称	形状寸法等	数量	単位	単価 (円)	金額(円)	摘要
ごみ組成等調査委託(家庭系及び事業系ごみ)						
業務価格						
家庭系ごみ調査		1	式		()	
事業系ごみ調査		1	式		()	
報告書作成		1	式			
計					()	
消費税等相当額		1	式		()	
業務委託料					()	

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

委託内訳書

名称	形状寸法等	数量	単位	単価 (円)	金額(円)	摘要
内訳書						
1 家庭系ごみ調査						
(1) 燃やすごみ及び 別途回収品調査						
ア 試料採取・分類計量・ 水分量計測 (土日祝日以外の場合)		(26)	回		()	
イ プラスチック詳細 分類計量 (土日祝日以外の場合)		(26)	回		()	
ウ 試料採取・分類計量・ 水分量計測 (土日祝日の場合)		(1)	回		()	
エ プラスチック詳細 分類計量 (土日祝日の場合)		(1)	回		()	
(2) 缶・びん・ペットボトル及び 小さな金属類調査						
ア 試料採取・分類計量 (土日祝日以外の場合)		(3)	回		()	
イ かさ比重・本数調査 (土日祝日以外の場合)		(3)	回		()	
ウ 試料採取・分類計量 (土日祝日の場合)		(3)	回		()	
エ かさ比重・本数調査 (土日祝日の場合)		(3)	回		()	
(3) プラスチック資源調査						
ア 試料採取・分類計量 (土日祝日以外の場合)		(18)	回		()	
イ 試料採取・分類計量 (土日祝日の場合)		(9)	回		()	
(4) 燃やすごみ全量調査						
ア 試料採取・分類計量 (土日祝日以外の場合)		(1)	回		()	
イ プラスチック詳細 分類計量 (土日祝日以外の場合)		(1)	回		()	
計					()	

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

委託内訳書

名称	形状寸法等	数量	単位	単価 (円)	金額(円)	摘要
2 事業系ごみ調査						
(1) 試料採取 (土日祝日以外の場合)		(4)	回		()	
(2) 分類計量・水分計測 (土日祝日以外の場合)		(4)	回		()	
計					()	
3 報告書作成						
(1) 家庭系ごみ調査						
ア 燃やすごみ及び 別途回収品調査						
(ア) プラスチック詳細分類 以外		1	式			
(イ) プラスチック詳細分類		1	式			
イ 缶・びん・ペットボトル及び 小さな金属類調査		1	式			
ウ プラスチック資源調査		1	式			
エ 燃やすごみ全量調査						
(ア) プラスチック詳細分類 以外		1	式			
(イ) プラスチック詳細分類		1	式			
(2) 事業系ごみ調査		1	式			
計						

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

ごみ組成等調査委託（家庭系及び事業系ごみ）仕様書
令和6年度
横浜市資源循環局

一般事項

1 適用範囲

- (1) この仕様書は、「ごみ組成等調査委託（家庭系及び事業系ごみ）」に適用する。
- (2) この委託は、本仕様書、委託契約約款及び横浜市契約規則並びに仕様書等一覧表において適用する仕様書等の定めに従い実施する。

2 法令の遵守

受託者は、委託内容の実施に当たって関係法令を遵守しなければならない。

3 安全対策及び環境への配慮

受託者は、委託内容の実施に当たっては、資源循環局委託共通仕様書に従い安全対策を講じなければならない。受託者は委託内容の実施に当たって環境に配慮しなければならない。

4 機密保持

受託者は、委託契約約款第1条第4項に基づき、本委託の仕様書の内容又は実施により知り得た情報等を、委託者の承諾なしに第三者に公開してはならない。

5 個人情報の保護

受託者は、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

また受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しなければならない。（個人情報取扱特記事項第12条）

6 官公署への届出等

委託実施に必要な官公署への手続きは、受託者の責任において迅速に処理するものとし、その費用は受託者の負担とする。なお、必要な届出等の実施に当たっては、その内容を記載した文書により、事前に委託者に報告しなければならない。

7 提出書類

- (1) 資源循環局委託共通仕様書に定めた書類
- (2) 特記事項で提出を定めた書類
- (3) その他協議により定めた書類

8 成果物

受託者は、本委託業務を完了したときは、特記事項に示す成果物を提出しなければならず、成果物提出後、本市検査員の検査合格をもって履行の完了とする。

9 部分払い

受託者は、委託契約約款第32条第2項に基づき、前期（委託年度9月30日まで）に試料採取したものについて部分払いを請求することができる。その場合、同年10月31日までに協議で定めた成果物を提出し、検査合格しておくこと。

10 その他

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、委託者と受託者の間で協議して定めること。

特記仕様書

1 委託名称

ごみ組成等調査委託（家庭系及び事業系ごみ）

2 調査で使用する物品

調査に必要と考えられるものは、受託者が用意すること。なお準備が必要と想定されるものは、例を表1-1に示す。また、委託者所有の用具（表1-2）を受託者が使用することもできる。

3 分類作業場所

原則、金沢工場（金沢区幸浦 2-7-1）敷地内の委託者が指定する場所

4 調査期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

(1) 前期：令和6年4月1日～令和6年9月30日

(2) 後期：令和6年10月1日～令和7年3月31日

5 調査日時

委託者の指定する日時（原則土日祝日以外とするが試料受入の都合上、土日祝日に行う場合がある）採取及び分類、その他の作業時間は原則8時30分から17時までとし、試料採取は原則9時15分から11時までに行う。

家庭系ごみ調査の試料採取は、1つの試料の採取が複数日に分かれることがある。

6 調査内容

6-1 家庭系ごみ調査

(1) 燃やすごみ及び別途回収品（乾電池・スプレー缶・燃えないごみ（ガラス類、陶器類、蛍光灯、電球））調査

ア 調査回数 27回（前期14回、後期13回）

原則1日に1回（1区）の実施とする。

イ 調査方法

(ア) 試料採取・調製

金沢工場投入ステージにおいて、委託者指定の収集車両から降ろされたものを、全量、偏らないように試料採取容器に採取し、重量を計量する。「別途回収品」は、分類項目毎に重量を計量する。

計量後の「燃やすごみ」のうち、委託者が指定する試料採取容器4籠（計8000）を確保し、残りはその場でごみピットへ廃棄する。「別途回収品」は、委託者指定の場所に運搬する。

確保した4籠は、試料の飛散・降雨等の対策を講じ、金沢工場内の分類作業場所に運搬する。

(イ) 分類計量

試料の袋を破袋して、内容物を表2-1(1)(2)(3)、「家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの調査に係る各分類の判断基準」、『食品ロスの調査に係る「過

剩除去』判断基準』に従い分類し、各分類項目の重量を計量する。

小型家電については撮影と個々の重量及び名称の記録を行い、リチウムイオン電池入りのものは、その旨も合わせて記録する。計量後のリチウムイオン電池の処分は委託者の指示に従うこと。

手つかず食品は破袋する前に分類し、撮影する。その後、食品と容器包装等に分類し、計量する。容器包装等の分類は表2-1(1)に従うこと。

(ウ) プラスチック詳細分類計量

(イ)で分類した、表2-1(1)の13「その他プラスチック」を、表2-1(3)に従い分類し、各分類項目の重量を計量する。

(エ) 水分量計測

表2-1(1)に従い分類項目毎に代表試料を選定し、水分量計測容器に移す。試料の重量を計量後、乾燥機で80℃、原則7日間乾燥し、乾重量を計量する。恒量が確認できれば、7日未満の乾燥でも構わないとする。

なお、水分量計測に使用しない試料及び計測後の乾燥試料は委託者の指示に従い廃棄する。

(2) 缶・びん・ペットボトル及び小さな金属類調査

ア 調査回数 6回(3回/期×2期)

原則1日に複数の試料を対象として実施する。

イ 調査方法

(ア) 試料採取・調製

金沢工場内の分類作業場所において、委託者指定の収集車両から降ろされたものを、全量、偏らないように試料採取容器に採取し、重量を計量する。「小さな金属類」は、重量を計量するとともに個々の名称を記録する。

計量後の「缶・びん・ペットボトル」のうち、委託者が指定する試料採取容器4籠(計8000)を確保する。残りの試料は、試料保管用容器(ポリ袋)に入れて委託者の指定場所に運搬する。「小さな金属類」は、委託者の指定場所に運搬する。

(イ) 分類計量

試料の袋を破袋して、内容物を表2-2(1)に従い分類し、各分類項目の重量を計量する。作業終了後、試料を試料保管用容器(ポリ袋)に入れて、委託者の指定場所に保管する。なお、計測後の異物等は委託者の指示に従い廃棄する。

(ウ) かさ比重・本数調査

缶・ビン・ペットボトルについて、3項目それぞれ、容量既知の容器を破袋後の試料で満たし、重量及び本数を求める(表2-2(2))。なお、計測する容量は、ペットボトルは200L籠1つ分、缶類は50L樽2つ分、びん類は50L樽1つ分を目安とし、分類試料がそれらに満たない場合は、容量既知の他の容器を代用する。

(3) プラスチック資源調査

ア 調査回数 27回(前期14回、後期13回)

原則1日に複数の試料を対象として実施する。

イ 調査方法

- (ア) 試料採取・調製
金沢工場内の分類作業場所において、委託者指定の収集車両から降ろされたものを、全量、偏らないように試料採取容器に採取し、重量を計量する。
計量後の試料のうち、委託者が指定する試料採取容器4籠(計800L)を確保する。残りの試料は、試料保管用容器(ポリ袋)に入れて委託者の指定場所に保管する。保管する際は、ブルーシートで覆うなど飛散防止を図ること。
- (イ) 分類計量
試料の袋を破袋して、内容物を表2-3に従い分類し、各分類項目の重量を計量する。作業終了後、試料を試料保管用容器(ポリ袋)に入れて、飛散防止を図り、委託者指定の場所に保管する。なお、計測後の異物等は委託者の指示に従い廃棄する。
- (4) 燃やすごみ全量調査
- ア 調査回数 1回
原則、1日に4籠の分類を行い、採取した試料全量を分類するまで繰り返す。
極力、連続した日で調査を行うが、連続した日で分類を行うことが難しい場合は、委託者と調査日程について調整する。なお、原則土日祝日以外に行うこととする。
- イ 調査方法
- (ア) 試料採取・調製
金沢工場投入ステージにおいて、委託者指定の収集車両から降ろされたものを、全量、偏らないように試料採取容器に採取し、重量を計量する。「別途回収品」は、分類項目毎に重量を計量する。
計量後の「燃やすごみ」試料を全量(最大で試料採取容器20籠(計4000L)、500kg程度)、飛散・降雨等の対策を講じ、金沢工場内の分類作業場所に運搬する。「別途回収品」は、委託者指定の場所に運搬する。
- (イ) 分類計量
採取した試料全量について、委託者が指定する順番で4籠ずつ分類計量を行い、すべての試料を分類計量するまで、繰り返す。ただし、最初の4籠は、1籠ずつ分類計量を行う。
分類計量は6-1(1)燃やすごみ及び別途回収品調査と同様に行うこと。
- (ウ) プラスチック詳細分類計量
6-1(1)燃やすごみ及び別途回収品調査と同様に行うこと。
- (エ) 水分量計測
本調査では行わない。

6-2 事業系ごみ調査

- (1) 試料採取：次の4工場のうち委託者が指定する工場で行う。
- ア 鶴見工場：鶴見区末広町1-15-1
イ 旭工場：旭区白根2-8-1
ウ 金沢工場：金沢区幸浦2-7-1
エ 都筑工場：都筑区平台27-1
- (2) 調査回数 4回(2回/期×2期)

(3) 調査方法

ア 試料採取

試料採取工場の投入ステージにおいて、委託者指定の事業系ごみ収集車両1台から降ろされたごみを、偏らないように、試料採取容器に4籠(計8000)採取し、重量を計量する。原則1回あたり1台の採取とする。試料採取容器へ採取しないごみは、その場でごみピットへ廃棄する。4籠のうち、委託者が指定する2籠を確保し調査試料とする。残り2籠はその場でごみピットへ廃棄する。確保した2籠は、金沢工場敷地内の委託者指定場所に運搬(運搬時には、試料の飛散・降雨等の対策を講じること)する。

イ 分類計量

表3に従い分類し、各分類項目の重量を計量する。ただし、手つかず食品は破袋する前に分類し、撮影する。その後、食品と容器包装等に分類し、計量する。

ウ 水分量計測

表3に従い分類項目毎に代表試料を選定し、水分量計測容器に移す。試料の重量を計量後、乾燥機で80℃、原則7日間乾燥し、乾重量を計量する。恒量が確認できれば、7日未満の乾燥でも構わないとする。

なお、水分量計測に使用しない試料及び計測後の乾燥試料は委託者の指示に従い廃棄する。

7 各調査時の注意事項等

- (1) 試料採取容器と水分量計測容器は毎回調査前に、プラスチック製の分類用容器は前期及び後期の調査開始前に、風袋重量を計量する。
- (2) 試料採取容器に試料を採取する際、採取容器を30cm程度持ち上げて落とす操作を3回以上行い、目減り分を補充する。ただし、過剰に詰め込まないこと。
- (3) 新聞・雑誌、木・竹類、衣類等の束や塊は分散し、同一項目のものが偏らないように採取する。
- (4) 油分が多量に付着した繊維・紙類や、可燃性の粉末など乾燥時に発火する可能性のある物、液体の化粧品など気化して強い臭気を生じるもの、蛍光灯、電球や電池など乾燥中に破裂する可能性があるものは、水分量計測用試料に入れないこと。
- (5) 内容物(液体等)を含む容器等が試料中にある場合は、容器を開封して分類すること。ただし、危険物、はらわたなどの臭気の強い内容物、半液状のもののみが入ったものはこの限りでない。
- (6) 大型物等、施設を害する可能性がある試料を廃棄する際は、委託者の指示に従うこと。
- (7) 分類作業において分類項目の不明瞭な物は、委託者の指示に従うこと。また、分類等に誤りがある場合は、委託者の指示に従い再度分類作業を行うこと。
- (8) 作業終了後は、使用した物品等を委託者指定の場所に配置すること。
- (9) 受託者は、委託者の都合により分類作業場所や試料採取場所等の変更が生じた場合は、委託者の指示に従うこと。

8 調査結果の報告及び成果物

(1) 作業日報及び分類集計表

調査が終了した日(水分量計測を行う調査は水分量測定終了日、それ以外の調査は分類終了日)の翌日から、営業日で数えて7日以内に作業日報及び分類集計表を電子メール等により提出すること。調査結果の集計方法については、委託者の指示に従うこと。なお、作業日報及び分類集

計表の様式は別途指示する。

6-1(4)燃やすごみの全量調査の場合は、全ての調査が終了した日の翌日から、営業日で数えて7日以内に作業日報及び分類集計表を電子メール等により提出すること。作業日報及び分類集計表は、4籠ずつ分類した結果ごとに提出すること（ただし、最初の4籠については、1籠ずつの結果を提出すること）。

(2) 成果物の提出

前期調査は上記(1)を成果物とする。

全調査終了後、各調査結果及び調査時の写真集(デジタルカメラによる作業状況記録も含む)をひとまとめに綴った報告書を1部、電子媒体で1部提出するものとする。なお、記録形式については、文章はMS-WORD、表とグラフはMS-EXCEL、写真はJPEGファイルとし、様式は別途指示する。裏表紙には、受託者の名称、所在地、連絡先を記載する。

表 1-1 受託者が準備する必要がある物品等

1	清掃用具（箒、ちり取り、ドライワイパー等）
2	器具等の洗浄用具
3	試料採取用のスコップ
4	作業台等を覆うシート
5	床作業時の大型シート
6	試料保存用の容器（ポリ袋）

その他、調査に必要と考えられるものは、受託者が用意すること。

表 1-2 委託者所有の備品及び消耗品

1	大型乾燥機（水分測定用）
2	水分測定用の各種金属バット
3	秤（重量計測用）
4	分類用作業台（卓球台を使用）
5	鉄製品分別棒
6	試料採取用200リットル容器（籐製、竹製等）
7	分類等に使用する各種ポリバケツ
8	破砕試料保管に使用するタッパー
9	粉砕機（Retsch SM300：1台、吉田製作所 プラスチック粉砕機（スクリーン8mm）：2台）
10	シュレッダー
11	裁ちばさみ

表2-1(1) 燃やすごみ分類表

分類項目	重量	水分	定義	主な対象物	
紙類	新聞紙	○	【新聞紙】のうち【新聞紙】	新聞紙、折込広告のちらし	
	段ボール	○	【新聞紙】のうち【段ボール】	段ボール（アルミコーティングされたものは「資源化できない紙」へ）	
	紙パック	○	【新聞紙】のうち【紙パック】	飲料パック、牛乳パック、酒類の紙パック等（裏側がアルミコーティングされたものは「資源化できない紙」へ）	
	雑誌・その他の紙	○	【新聞紙】のうち【雑誌・その他の紙】	週刊誌、漫画本、専門誌、単行本、教科書、カタログ、パンフレット、OA用紙、コピー用紙等上質紙、シュレッターした紙（袋詰め等になっている状態のもの。分別できない場合は、資源化できない紙へ）、Yシャツ等の中台紙、ノーカーボン紙、カレンダー、割り箸等の外袋、紙箱、封筒、紙袋、包装紙、トイレットペーパー、ラップ等の紙巻、紙筒、薬巻、右刺しシート、トイレットペーパー等の個別包装、紙コップ・紙皿（汚れていないもの）、油紙、付箋紙、メモ用紙、画用紙、卵等の紙パック、写真、紙製ラベル、ダイレクトメール等のちらし、紙製容器包装（「段ボール」「紙パック」「資源化できない紙」に該当するものを除く）	
	紙おむつ ^{注1}	○	使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン（令和2年3月環境省作成）で示す紙おむつ	紙おむつ	
	資源化できない紙	○	【燃やすごみ】のうち紙製のもの	汚れた紙（納豆の紙製容器、ビザの箱、使用済みティッシュペーパー）、フコ加工紙、ワックス加工紙（段ボール含む）、ビニールコーティング紙、カーボン紙、カップ麺等紙製蓋、銀紙、アイロンプリント紙、感熱発泡紙、裏側がアルミコーティングされた紙パック、紙製容器（ヨーグルト・アイスクリム・カップ麺・洗剤）、石鹸の個別包装紙等、包装・充填材に使用された紙、油等がしみ込んだ紙、生理用品、ペット用シート等	
プラスチック類	ペットボトル	○	容器包装リサイクル法に基づく飲料等のPETボトル（資源有効活用促進法に基づく指定表示製品のPETボトル）	指定PETボトルの識別マーク付きのもの 飲料（清涼飲料、果汁飲料、酒類、牛乳・乳飲料等）、特定調味料（しょうゆ、しょうゆ加工類（めんつゆ、ぽんず等）、アルコール発酵調味料、なまりん風調味料等、食酢、調味酢（すし酢）、ドレッシングタイプ調味料（ノンオイルドレッシング等）	
	プラスチック製容器包装	○	容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装	プラマークのあるもの（ボトル、チューブ類、カップ・バック類、キャップ・ラベル類、上蓋を除くトレー等）、上記以外のペットボトル（食用油、漬物などのボトル）、詰替用洗剤容器、食品・日用品の袋、包装フィルム、発泡スチロールの容器、野菜等梱包用ネット類、緩衝材類、日用品の透明外箱、薬錠剤シート、シャンプーノズル、レジ袋（内容物なし）、ラップ・レジロール・苗木ポットでそれぞれラベル等貼付のもの等	
	プラスチック製袋（内容物あり） ^{注2}	○	小売店等において、消費者が購入した商品を持ち運ぶために用いる、持ち手のついたプラスチック製買物袋（レジ袋）やごみ専用の袋・レジロール等ポリオレフィン製（ポリ袋）のうち内容物があるもの	レジ袋、ポリ袋	
	小型家電（小型充電式電池の外せないもの）	○	小型家電の中でも小型充電式電池が内蔵されており、排出の際に取り外しが出来ないもの	電子タバコ、手持ち扇風機、イヤレシーバーなどの小型充電式電池が内蔵されている50cm未満の家電製品 （これらに含まれる電池は分別計量時に分ける必要はない）	
	小型家電（回収ボックスに入るもの）	○	回収ボックスの投入口（30cm×15cm）に入る、長さ30cm未満の電気・電池で動作する製品及び家電製品の付属ケーブル類	携帯電話、デジタルカメラ、ゲーム機、パソコン、パソコン周辺機器、コード類などの製品 （これらに含まれる電池は分別計量時に分ける必要はない）	
	その他小型家電	○	上記以外の小型家電	ラジカセ、DVDプレーヤー、プリンター、体重計、扇風機、等主にプラスチックでできている50cm未満の家電製品で小型家電回収ボックスに入らないもの （これらに含まれる電池は分別計量時に分ける必要はない）	
木竹類	加工物（削り屑を除く）	○	木竹類が加工され製品化されているもの	つまようじ、竹串、マッチの軸、木製家具等その他加工品	
	削り屑	○	木竹類で、使用するとき2つに割る箸	削り屑	
	自然物	○	木の剪定をした際にでる枝類	剪定枝（チップ化等されていない原姿のもので、刃物等の切り口が残っているもの）	
	草・野菜・花	○	剪定枝以外の自然木竹	草、落葉、花、竹、等せん定枝以外の自然木竹	
	不織布マスク	○	不織布製で主に鼻と口を覆う用途のもの	化学繊維製の不織布であるマスク	
	その他不織布	○	不織布マスク以外の不織布製のもの	化学繊維製の不織布であるおしぼり、ウェットティッシュ、汗拭きシート、コーヒードリップパック、エコバッグ、水切り袋等（フェルトは不織布とはしない）	
繊維類	古布 ^{注4}	○	【古布】	衣類（下着、靴下、手袋、帽子を含む）、シーツ、毛布、カーテン、タオル、布製エコバッグ、布等	
	その他繊維	○	上記以外の繊維類	雑巾・ウェス、ストッキング、ぬいぐるみ、座布団、クッション、カーペット、マットレス、ひも等	
	食品類	手付かず食品 ^{注5、6}	○	家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの調査マニュアル（平成30年3月 神奈川県ごみ処理広域化推進会議）で定義する「直接廃棄（手付かず食品）」 賞味期限切れ等で、食事に於いて料理・食品として提供・使用されずに廃棄された食品	未開封の加工食品、調理加工されていない野菜、果物、魚介類、生卵など
		食べ残し	○	家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの調査マニュアル（平成30年3月 神奈川県ごみ処理広域化推進会議）で定義する「食べ残し」 開封済みの加工食品や調理加工済みの食材	1パック中に数枚使用し、残ったハム、使いかけのゴマ、半分使った野菜、料理加工物の残り等
		過剰除去	○	家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの調査に係る各分類の判断基準 ^{注7} 及び【食品ロスの調査に係る「過剰除去」判断基準】で定義する「過剰除去」 調理などで可食部を除去する際に生じたもので、可食部に可食部が多く残っているもの	定義のとおり
		調理くず等	○	上記以外の食品類	調理くず ^{注7} （例：肉や魚の骨、茶殻、貝殻、果物の種、野菜や果物の皮等）、ペットフード
金属類	乾電池	○	【乾電池】	アルカリ電池、マンガン電池、コイン電池	
	リチウムイオン電池	○	一般社団法人TBRCが回収する小型充電式電池のうちリチウムイオン電池	リチウムイオン電池	
	充電電池	○	一般社団法人TBRCが回収する小型充電式電池（リチウムイオン電池を除く）	ニカド電池、ニッケル水素電池	
	ボタン電池	○	一般社団法人電池工業会が回収するボタン電池	アルカリボタン電池、酸化銀電池、空気弁給電池	
	スプレー缶	○	【スプレー缶】	カートリッジ式ガスボンベ、ヘアスプレー、殺虫剤、塗料用等	
	鉄製の缶類	○	【缶】のうちスチール缶	飲料缶、缶詰缶、のり缶、その他食品用缶類	
ガラス類	アルミ製の缶類	○	【缶】のうちアルミ缶	飲料缶、缶詰缶、その他食品用缶類	
	小さな金属類	○	【小さな金属類】	鍋、やかん、包丁、主に金属でできたトースター等の機器、金属製のふた、ペンキ缶、工具、ハンガー、ホチキス針、針、クリップ、安全ピン等で30cm未満の主に金属でできたもの	
	その他資源にならない金属	○	上記以外の金属類	アルミ箔、アルミ箔製品（グラタン皿、ポップコーン皿等）	
	蛍光灯、電球	○	【蛍光灯及び電球】	蛍光灯、電球	
	びん類	○	【びん】	食べ物・飲み物（調味料・飲み薬を含む）が入っていたガラスびん（5cm以上のカレットを含む）	
	その他ガラス・陶磁器類	○	上記以外のガラス類	コップ、鏡、耐熱ガラス、化粧品や化学薬品（飲み薬を除く）のびん、5cm未満のカレット、自然石、陶磁器、コンクリート、アスファルト等	
その他	○	分類表のうちどの項目にも属さないもの	土砂、使い捨てライター、たばこ吸い殻、掃除機ごみ（袋のまま）、パップ剤、毛、乾燥剤、保冷剤、ペットトイレ材、ペット等の糞（袋のまま）、葉、炭粉、使い捨てライター ^{注8} 、輪ゴムなどの天然ゴム、天然皮革製品		

【】は横浜市ごみと資源物の分け方・出し方で定義する分類であり、対象物は「横浜市ごみ分別アプリ」で定めるところによる

- 注1：紙おむつのみがまとめて入った袋は開封せず、袋ごと「紙おむつ」に分類する。
- 注2：プラスチック製袋（内容物あり）は、表2-1(2)に従って分類する。
- 注3：その他プラスチックの詳細分類は、さらに表2-1(3)に従って分類する。
- 注4：大きく破れたもの、明らかに汚れたものは「その他繊維」とする。
- 注5：納豆のたれ、からし、刺身醤油など、液体またはペースト状で重量の大半が水分で、かつ単体で販売されていないものは開封せず、に食品類に入れてもよい。
- 注6：外袋が開封済みでも個包装が未開封のものを含む。
- 注7：過剰除去を除いたもの。
- 注8：注射針等の医療系廃棄物及び刃物・ガラス破片等の危険品は、別途計量し、特記欄に記載する。
- 注9：使い捨てライターは「その他」とするが、別途計量し、特記欄に記載する。

表 2-1 (2) プラスチック製袋（内容物あり）分類表

分類項目				重量
1 2 3 4 5 6 7 8 プラスチック製袋（内容物あり）	レジ袋	プラマークあり	外袋	○
			内袋	○
		プラマークなし	外袋	○
			内袋	○
	ポリ袋	プラマークあり	外袋	○
			内袋	○
		プラマークなし	外袋	○
			内袋	○

レジ袋：小売店等において、消費者が購入した商品を持ち運ぶために用いる、持ち手のついたプラスチック製買物袋
 （「プラスチック製買物袋有料化実施ガイドライン（令和元年12月 経済産業省・環境省）」参照）

プラマーク：資源有効活用促進法で定めるプラスチック製容器包装（飲料等の指定PETボトルを除く）に表示を行うことが求められるマーク

外袋：外気と直に接している袋

内袋：外気と直に接していない袋

表2-1(3) その他プラスチック詳細分類表

	分類項目	重量	定義	主な対象物	
1	使い捨てカトラリー	○	プラスチック資源循環法の特定プラスチック使用製品のうちカトラリー類	使い捨てのフォーク、スプーン、テーブルナイフ、マドラー、飲料用ストロー	
2	使い捨てアメニティ	○	プラスチック資源循環法の特定プラスチック使用製品のうちアメニティ類（かみそり・シャワーキャップを除く）	ホテルのアメニティ等のヘアブラシ ^{注1} 、くし、歯ブラシ ^{注1}	
3	使い捨てクリーニング包材	○	プラスチック資源循環法の特定プラスチック使用製品のうちクリーニング包材	クリーニング屋の衣類用ハンガー（プラスチックのみでできたもの）、衣類用カバー（衣料を包む透明プラ等の使い捨て袋）	
4	使い捨てラップ	○	JISZ1707:2019の食品包装用プラスチックフィルム	ラップ（ラベルなし）	
5	使い捨て袋等	○	上記以外の使い捨てプラスチック製品のうちプラスチックのみでできたもの	ポリ袋（内容物なし）、レジロール（ラベルなし・内容物なし）、水切りネット ^{注2} 、ジップロック、透明プラ封筒、使い捨て手袋（サニメント等PE製のもの）、結束バンド、苗木ポット（ラベルなし）、バラシ、クリアーカップ等使い捨て食器、アイスクリームなどに付属しているプラスチック製の串などプラスチックのみ（合成皮革・ゴムを除く）でできたもの	
その他プラスチック	6	ひも・シート状製品	○	広げて50cm以上となる長尺テープ状（巻かれた状態も含む）または大判のシート状のプラスチック製品	ネガフィルム、ホース類、ロープ、PPバンド（梱包用バンド）、プラひも、養生テープ、ビニールテープ、ビニールクロス、雨合羽、網戸の網、浮き輪・浮き袋、人工芝、修正テープなど
	7	プラのみ製品 ^{注3}	○	上記ひも・シート状製品以外のプラスチックのみでできた製品	タッパー、食器、洗面器、三角コーナー、ザル・水切りトレイ、メラミンスポンジ、CDケースなど使い捨てでない単一成分プラスチック製品（合成皮革・ゴム除く）、CD・DVD、弁当箱、くし、歯ブラシ ^{注1} ・歯間ブラシ ^{注4} ・フロスなど上記に該当しない、 <u>プラスチックのみでできたもの</u> （合成皮革・ゴム除く）
	8	金属含有 ^{注5}	○	主にプラスチック（合成皮革・ゴム除く）でできていて金属部分を含むもの	ハンガー・洗濯ばさみ・ボールペン類・ファイルなど主にプラスチック（塩ビ・合成皮革・ゴム除く）でできていて金属部分を含むもの、歯間ブラシ ^{注4}
	9	ほぼプラ複合品	○	主にプラスチック（合成皮革・ゴム除く）でできていて金属以外の複合品のもの	柄がプラスチックのほうき・モップ、骨組みがプラスチックのうちわ、シャワーキャップなど
	10	合成皮革・ゴム	○	ウレタン等の合成皮革及び合成ゴムを含むプラスチック製品	靴（パンプス、スニーカー、ゴム草履、長靴、スリッパ等）・ハンドバッグなどのうち合成皮革・合成ゴム製のもの、ゴム栓、ベルト、使い捨て手袋（ニトリル等）など
	11	感染性	○	人が感染するおそれのある病原体が含まれたり、含まれているおそれのあるもの	点滴器具、注射器など
	12	危険物（刃物等）	○	リサイクルの過程で作業員が怪我をする危険性があるもの	カッター、包丁、調理用スライサー、かみそりなど
13	その他複合品等	○	プラスチック詳細分類表のうちどの項目にも属さないもの	クッション封筒・スポンジ（プラ以外の複合品）・おもちゃなど紙・木竹・繊維・ガラスとの複合品、布ガムテープ、タンボンアプリータ、カセットテープ、ビデオテープ、その他上記に含まれないもの	

注1：ヘアブラシ・歯ブラシは、使い捨てのものを「2」に、それ以外を「7」に分類する。

注2：中身があるものは、中身を取り除き、水切りネットのみを別計量する。

注3：まな板、擬木等厚さ5mm程度以上のもので委託者が指示するものは、個別計量し名称を記録する。

注4：歯間ブラシは、金属を含むものを「8」に、プラのみのものを「7」に分類する。

注5：プラスチック部分が合成皮革・ゴムであるものは「合成皮革・ゴム」に、また、プラと金属以外の素材との複合品は「その他複合品等」に入れる。

表2-2(1) 缶、びん、ペットボトル分類表

分類項目			重量	
1	ペットボトル (飲料等の指定PETボトル)	蓋つき	ラベルつき	○
2			ラベルなし	○
3		蓋なし	ラベルつき	○
4			ラベルなし	○
5	缶 類	鉄缶 (飲料・缶詰・その他食品等のもの)		○
6		アルミ缶 (飲料・缶詰・その他食品等のもの)		○
7	びん 類	リターナブルびん (酒びん・ビールびん・牛乳びん等)		○
8		びん類 (食べ物・飲み物・飲み菓のガラスびん (5cm以上のカレットを含む))		○
9	その他異物	プラスチック製袋 (レジ袋、ポリ袋)	内容物あり (外袋)	○
10			内容物あり (内袋)	○
11		プラスチック製容器包装		○
12		その他プラスチック類 (ペットボトル、プラスチック製袋、容器包装を除く)		○
13		可燃物 (紙類、木竹類、繊維類、厨芥類)		○
14		小さな金属類		○
15		金属・ガラス類 (缶類、小さな金属類、びん類を除く)		○
16	その他		○	

備考：燃やすごみ調査と共通の分類項目については「燃やすごみ分類表」に準ずる。

表2-2(2) 缶、びん、ペットボトルかさ比重・本数調査分類表

分類項目	備考	本数	重量	
1	ペットボトル	蓋及びラベルの有無は無作為とする	○	○
2	缶 類	鉄缶、アルミ缶は無作為とする	○	○
3	びん 類	リターナブル、それ以外は無作為とする	○	○

備考：重量及び本数は、容量既知の容器を試料で満たして量る。
(ペットボトルは200L籠1つ分、缶類は50L樽2つ分、びん類は50L樽1つ分を目安とする)

表2-3 プラスチック資源分類表

	分類項目	重量	
1	プラスチック製容器包装 下記トレーを除くプラスチック製容器包装	○	
2	食品トレー 発泡白トレー、発泡プリントトレー（裏が白色のもの）	○	
3	プラスチック製袋 （内容物あり）	レジ袋プラマークあり（外袋）	○
4		レジ袋プラマークあり（内袋）	○
5		レジ袋プラマークなし（外袋）	○
6		レジ袋プラマークなし（内袋）	○
7		ポリ袋プラマークあり（外袋）	○
8		ポリ袋プラマークあり（内袋）	○
9		ポリ袋プラマークなし（外袋）	○
10		ポリ袋プラマークなし（内袋）	○
11	その他のプラスチック類	使い捨てカトラリー	○
12		使い捨てアメニティ	○
13		使い捨てクリーニング包材	○
14		使い捨てラップ	○
15		使い捨て袋等	○
16		ひも・シート状製品	○
17		プラのみ製品	○
18		金属含有	○
19		ほぼプラ複合品	○
20		合成皮革・ゴム	○
21		感染性	○
22		危険物（刃物等）	○
23		危険物（小型充電式電池、小型充電式電池内蔵製品）	○
24		その他複合品等	○
25	その他異物	可燃物（紙類、木竹類、繊維類、厨芥類）	○
26		金属・ガラス類 ^{注1}	○
27		その他	○

注1：注射針等の医療系廃棄物及び刃物・ガラス破片等の危険品は、別途計量し、特記欄に記載する。

備考：燃やすごみ調査と共通の分類項目については「燃やすごみ分類表」に準ずる。

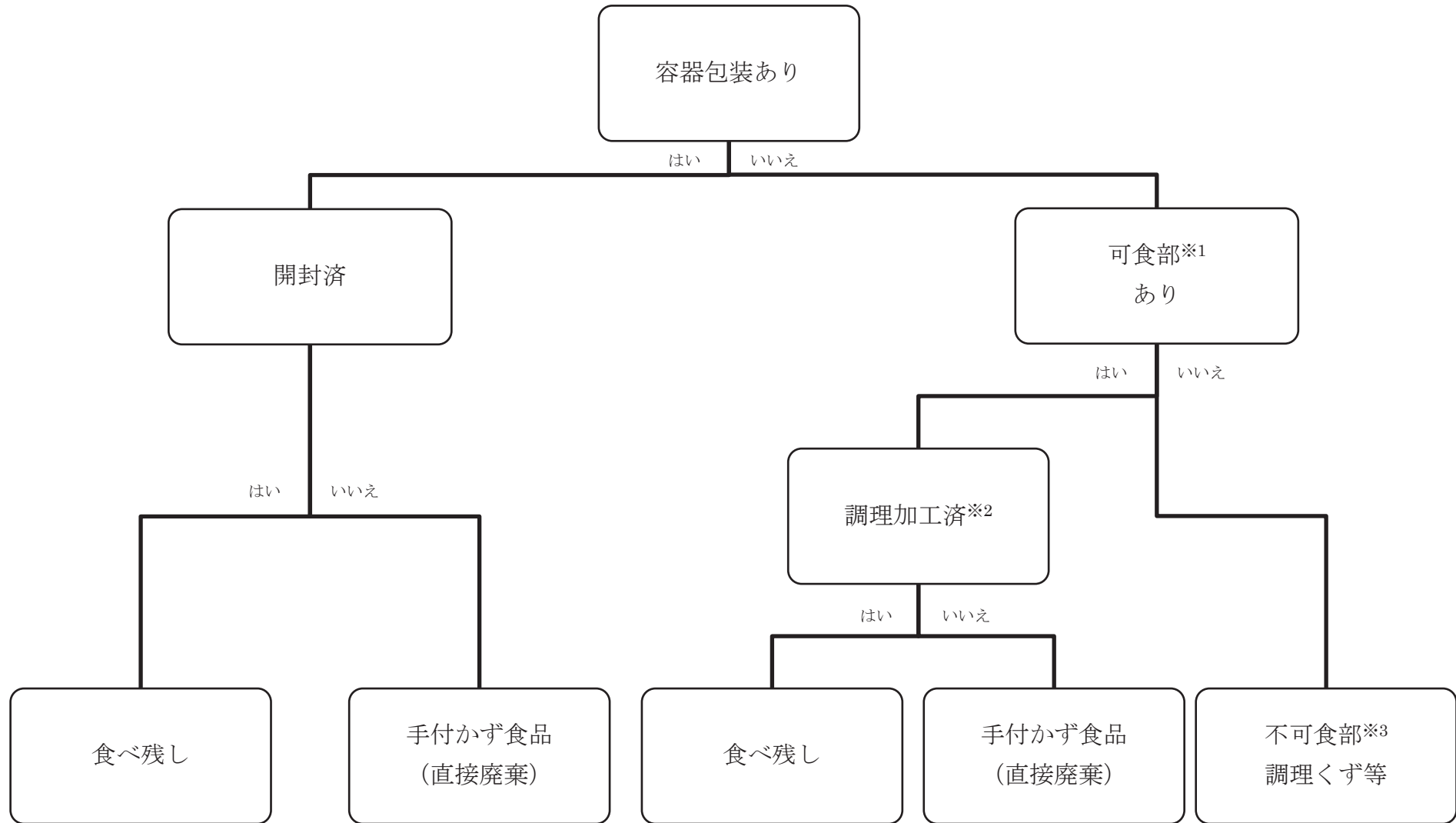
表3 事業系ごみ分類表

分類項目		重量	水分	定義	主な対象物		
1	紙	○	○	家庭系ごみの『古紙』に準ずるもの	段ボール、紙バック、新聞紙、折り込みちらし、フリーペーパー、広報紙、OA用紙、コピー用紙等の上質紙、シュレッターくず(袋詰め等、分別可能な状態になっているもの)、雑誌、Yシャツ等の中台紙、台紙、ノーカーボン紙、カレンダー、割り箸等の外袋、紙箱、封筒、紙袋、包装紙、紙芯、紙筒、葉書、名刺、レシート、個別包装紙、紙コップ・紙皿(汚れていないもの)、油紙、付箋紙、メモ用紙、画用紙、卵等の紙パック、写真、プラスチックボトルの紙製ラベル、牛乳びんの蓋、靴箱の中紙(緩衝材)、リーフレット、ダイレクトメール等のちらし、ミックスペーパーなど ^{注1}		
	資源化できる紙					資源化できない紙	プラスチック加工紙、ワックス加工紙(段ボール含む)、ビニールコーティング紙、カーボン紙、カップ麺等紙製蓋、銀紙、アイロンプレント紙、感熱発泡紙、紙容器(ヨーグルト・アイスクリーム・カップ麺・洗剤)と石鹸の個別包装紙、紙おむつ ^{注2} 、生理用品、ペット用シート ^{注3} 等
3	ペットボトル	○	○	容器リサイクル法に基づく飲料等のPETボトル(資源有効活用促進法に基づく指定表示製品のPETボトル)	指定PETボトルの識別マーク付きのもの。飲料(清涼飲料、果汁飲料、酒類、牛乳・乳飲料等)、特定調味料(しょうゆ、しょうゆ加工類(めんつゆ、ぽん酢等)、アルコール発酵調味料、みりん風調味料等、食酢、調味酢(すし酢)、ドレッシングタイプ調味料(ノンオイルドレッシング等))		
	容器包装(業務用商品)					大容量の業務用食品の袋を中心として、製菓などの製造業、飲食業の業務において原材料として使用する商品の容器包装のうちプラスチック製のもの	内容物がkg単位の冷凍食品(海産物、カット野菜など)大袋、数100グラム単位以上のクリームなどの大袋、数10kg単位以上の小麦粉袋、調味料・製菓用抹茶粉末の大袋・大ボトル、数kg以上のパスタ大袋、数l単位の液体調味料ボトルなど。その他、小型の容器包装であっても一般家庭で使うことが一般的でないもの、同一のものがまとまって多量に出てきた場合も含む。
	その他容器包装					上記以外の容器包装でプラスチック製のもの	プラマークのある物、上記以外のペットボトル、プラ製ボトル、チューブ類、カップ・バック類、プラ製キャップ・ラベル類、プラ製トレイ、ポーション(コーヒーのミルク等)、詰替用洗剤容器、食品・日用品の袋、レジロール、包装フィルム、発泡スチロールの容器、ラップ(ラベル等貼付)、野菜等梱包用ネット類、緩衝材類、日用品の透明外箱、薬錠剤シート、ジャンプノズル、レジ袋(内容物がないもの)等であって、上記業務用に該当しないもの。
	レジ袋・ポリ袋(外袋)					小売店等において、購入した商品を入れるために渡されるポリオレフィン等の材質の袋のうち外袋(外気と直に接している袋)	定義のとおり(外袋以外のレジ袋は「容器包装(その他)」に、ポリ袋は「その他プラスチック類」に分類すること)
7	特定プラ使用製品	○	○	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第28条第1項に規定する特定プラスチック使用製品	使い捨てカトラリー類(フォーク、スプーン、ナイフ、マドラー、ストロー)、使い捨てアメニティ類(ホテルのアメニティ等のヘアブラシ ^{注4} 、かみそり、くし、歯ブラシ ^{注5} 、シャワーキャップ)、使い捨てクリーニング包材(クリーニング屋のハンガー(プラスチックのみできたもの)、衣料用カバー(衣料を包む透明プラ等の使い捨て袋))		
	その他プラスチック類					上記以外のプラスチック類	合成樹脂類(合成ゴムくず(廢タイヤを含む)等合成高分子系化合物に係るもの)、三角コーナー、ザル、ボウル、水切りトレン、タッパー等の密封容器、ポリ袋(内容物がないもの)、ひも類、ビデオテープ、クリーニング屋の袋、ボールペン、金属含有プラスチックハンガー、合成ゴム・皮革等
9	木竹類	○	○	加工物	木竹類が加工され製品化されているもの		
	自然物					自然木竹	せん定枝、草、落葉、生け花に使用された花、竹、笹等
11	天然繊維	○	○	繊維類	天然繊維製の製品		
	合成不織布製品					化学繊維製の不織布製品	衣類(下着、靴下を含む)、シャツ、毛布、カーテン、ウェス、タオル等
	その他合成繊維					上記以外の繊維類	化学繊維製の不織布であるマスク、おしぼり、コーヒードリップバッグ、エコバッグ、水切り袋など
14	手付かず食品 ^{注4}	○	○	厨房類	賞味期限切れ等で、食事において料理・食品として提供・使用されずに廃棄された食品		
	食べ残し					開封済みの加工食品や調理加工済みの食材	1パック中に数枚使用し残ったハム、使いかけのゴマ、半分使った野菜、料理加工物の残り等
16	調理くず等	○	○	調理くず等	上記以外の厨房類		
	調理くず等					調理くず(例:肉や魚の骨、茶殻、貝殻、果物の種、野菜や果物の皮等)、ペットフード等(油刺除去を含む。)	
17	金属類(電池を除く)	○	○	金属類	家庭系ごみの『電池』以外の金属類に準ずるもの		
	電池					家庭系ごみの『電池』に準ずるもの	鉄製またはアルミ製の缶(飲料缶・缶詰缶・のりなど食品用缶類等)、その他缶類(パンキ缶等)、スプレー缶(ヘアスプレー、殺虫剤等)、ガスボンベ、30cm未満の鉄・非鉄製品(鍋、やかん、フライパン、包丁、等)、主に金属でできた30cm未満の機器(トースター等)、金属製のふた、工具、ハンガー、ホチキス針、釘、クリップ、安全ピン、アルミ箔、アルミ箔製品(グラタン皿、ポップコーン皿等)等
18	電池	○	○	電池	乾電池、充電式電池、ボタン電池、リチウムイオン電池		
	ガラス類					ガラス製のもの	ガラス(酒びん、ビールびん、牛乳びん、無色・茶色・その他のびん、コップ、鏡、耐熱ガラス、化粧瓶、カレット等)、コンクリート(コンクリート、アスファルト、石)、陶磁器、電球、蛍光灯等(電球、蛍光灯等は水分測定から除外すること。)
20	その他	○	○	その他	土砂、使い捨てカイロ、たばこ吸い殻、掃除機ごみ(袋のまま)、毛、乾燥剤、保冷剤、パップ等、ペットトレイ、ペット等の糞(袋のまま)、薬、炭類、人工肛門、廃油類(容器ごと)、使い捨てライター ^{注5} 、輪ゴムなどの天然ゴム、天然皮革製品		

『』は横浜市ごみと資源物の分け方・出し方で定義する分類

注1：内面アルミ加工の紙、ワックス加工紙、包装・充填材等に使用されたもの、油等がしみ込んでいるものは「資源化できない紙」へ。
 注2：紙おむつまたはペット用シートのみがまとまって入った袋は開封せず、袋ごと「資源化できない紙」に分類する。
 注3：使い捨てでないヘアブラシ、歯ブラシは「その他プラスチック類」とする。
 注4：納豆のたれ、からし、刺身醤油など、液体又はペースト状で重量の大半が水分で、かつ単体で市販されていないものは開封せず厨房類に入れてもよい。
 注5：使い捨てライターは「その他」とするが、別途計量し、特記欄に記載する。

家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの調査に係る各分類の判断基準



※1 そのままで食用可能な部分、あるいは調理加工を行うことにより食用可能な部分。「過剰除去」は、当該判断では「可食部なし」とする。

※2 加熱や切碎などが加えられたもの。加工食品も含む。

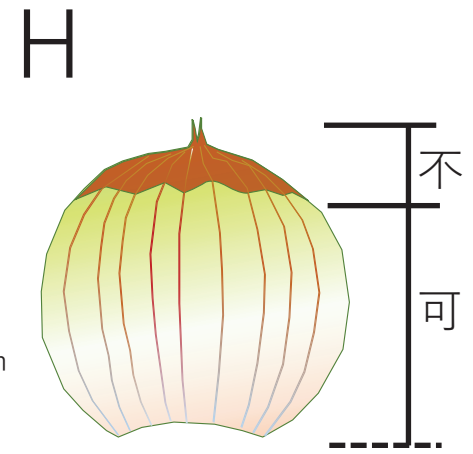
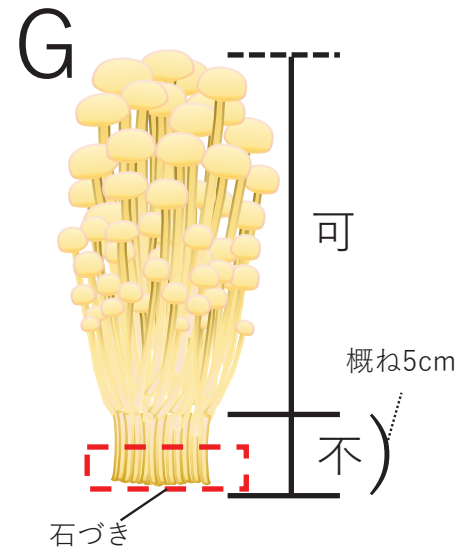
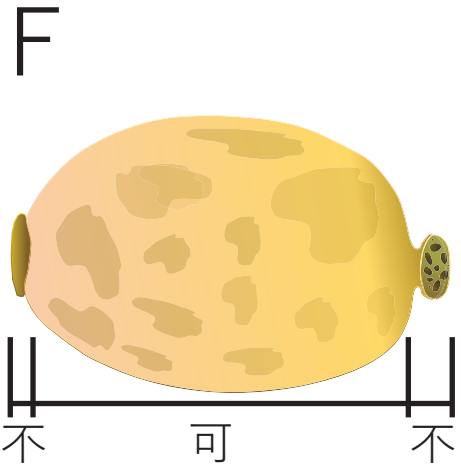
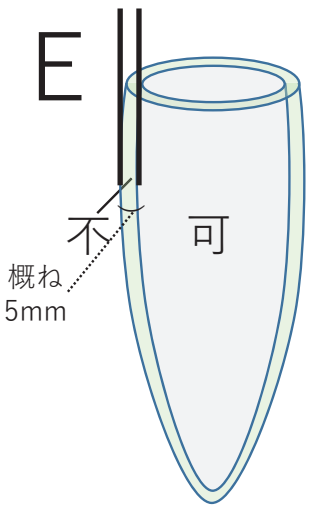
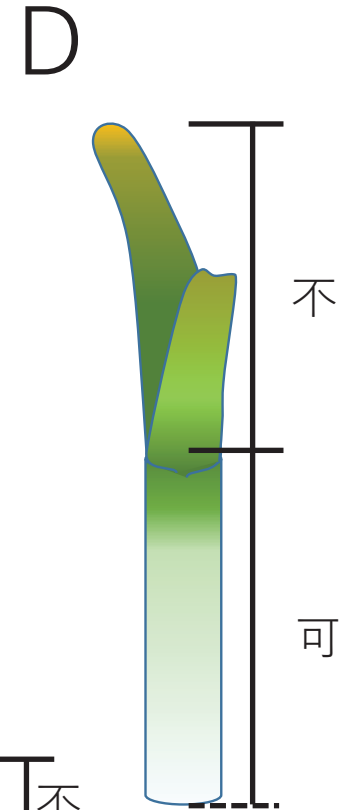
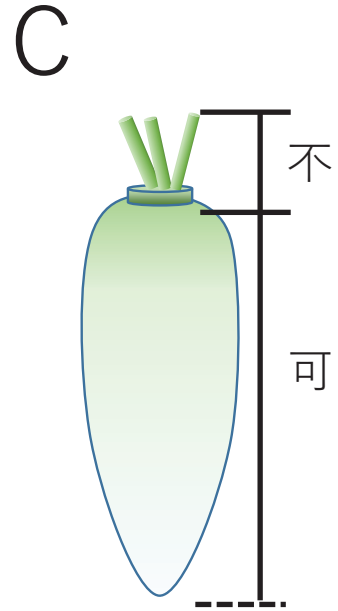
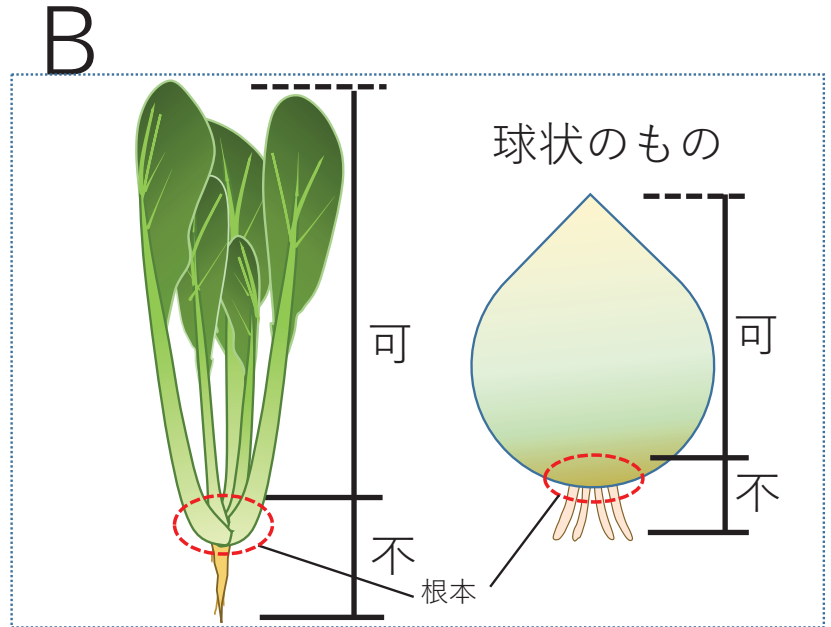
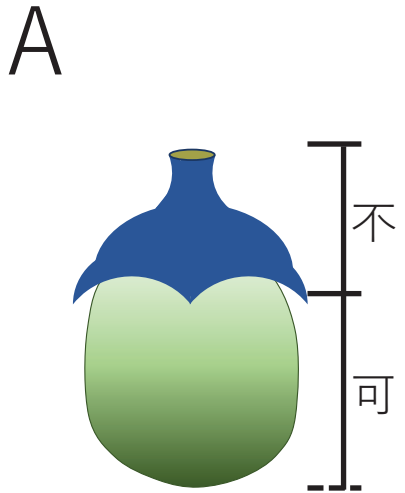
※3 骨や殻、へタなど一般に食するのに適さないもの。別紙『食品ロスの調査に係る「過剰除去」判断基準』を参考に決定した「過剰除去」に該当するものは、「過剰除去」とする。

食品ロスの調査に係る「過剰除去」判断基準

調理などで不可食部を除去する際に生じたもので、不可食部に可食部が多く残っているもの。表1のいずれかに該当し、かつ**重量**で可食部が全体の概ね6割程度以上のものを「過剰除去」とする。

表1

番号	不可食部	可食部	主な対象品	備考
A	へタ	実	茄子、胡瓜、ピーマン、柿	
B	根～根本	葉・茎	小松菜、青梗菜、万能ねぎ、三つ葉、ニラ、キャベツ、玉ねぎ、長葱、豆苗	ニラは分岐部分から根本側の、緑色が薄い部分を不可食部とする。
C	根本	根	大根、人参	
D	青い部分	白い部分	長葱 ※長葱及びそれと同等の太さの葱類のみを対象とする。	青い部分の分岐よりも上を不可食部とする。
E	皮	中心部、つぼみ [*] ※ブロッコリー	大根、じゃがいも、りんご、さつまいも ブロッコリー（茎）	むいた皮の一番厚いところが概ね5mm以上のものを「過剰除去」とする。
F	両端部	両端の間	蓮根、さつまいも	両端の硬い部分を不可食部とする。
G	石づき	柄～傘	えのき茸	石づき側の末端から傘方向に概ね5cm以上残っているものを「過剰除去」とする。
H	外側や先端部の 枯れた褐色部分	枯れていない部分	玉ねぎ ※以上1項目のみを対象とする	はがされた外側の鱗片、または切られた上部分について可食部割合の判断を行うとする。



適用する仕様書等(委託)

1 適用する仕様書等

資源循環局が発注する委託等に適用する仕様書、特記仕様書、適用図書及び遵守事項は、下記の共通仕様書等のうち☑が印されたものとする。

適用	名称	改定年月
<input checked="" type="checkbox"/>	委託共通仕様書	令和5年1月
<input checked="" type="checkbox"/>	資源循環局構内作業基準	令和5年5月
<input type="checkbox"/>	横浜市土木設計業務共通仕様書	令和3年9月
<input type="checkbox"/>	横浜市測量業務共通仕様書	令和3年9月
<input type="checkbox"/>	横浜市地質調査業務共通仕様書	令和3年9月
<input type="checkbox"/>	横浜市建築局建築設計委託業務共通仕様書	令和元年5月
<input type="checkbox"/>	横浜市建築局建築工事監理委託業務共通仕様書	令和元年5月
<input type="checkbox"/>	個人情報取扱特記事項 受託者は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては「個人情報取扱特記事項」に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出すること。	
<input type="checkbox"/>	電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項（資源循環局）	令和5年10月
<input type="checkbox"/>	前金払に関する特記事項 本委託業務については、契約代金額が、設計・調査業務の場合300万円以上、測量業務の場合200万円以上（設計・調査業務と測量業務が含まれる場合は200万円以上）となった場合は、前払金を請求することができる。	

2 入手先

仕様書は以下の市ホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/shigen/shiyousyo>